条 例 及 び 施 行 規 則



出雲市福祉のまちづくり条例

(平成17年出雲市条例第116号)

改正 平成19年9月28日条例第47号 平成23年9月30日条例第71号

目次

- 第1章 総則 (第1条-第9条)
- 第2章 個人の尊重 (第10条 第12条)
- 第3章 自立及び社会参加への支援 (第13条 第18条)
- 第4章 生活環境の整備
 - 第1節 一般都市施設等の整備 (第19条 第23条)
 - 第2節 特定施設の整備 (第24条 第31条)

第5章 雑則 (第32条)

附則

真に豊かな社会とは、「すべての人」が個人として尊重され、自立し、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会である。

出雲市は、自然と調和した活力と魅力あるまち都市 (まち) として発展を続けており、市民の福祉増進についても、施設の増強、介護要員の増員等努力を重ねてきているが、従来、「すべての人」のためへの視点、配慮が必ずしも行き届きかね、ややもすれば、障害をもつ人が、地域社会に存在する様々な障壁によって、自由な社会参加が妨げられてきている。

このような現実に鑑み、私たちは、真に豊かな「ふるさと出雲」を実現するため、障害をもつ人の自立、社会参加を妨げてきた意識上の、又は、物理的、制度的若しくは文化・情報面の障壁を取り除き、すべての市民が平等で、自らの意思で自由に移動でき、健やかに育ち、学び、働き、憩うことのできる都市を創造することを決意した。

行政、市民、事業者、それぞれが、自らの役割と責任を自覚し、連携、協働して、福祉のまちづくりを着実に前進させることを誓い、ここに「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定する。

第1章総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の役割を明らかにすること、並びに市の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者をはじめすべての市民が自立し、社会参加することができるまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業者 市内において、事業を営む者をいう。
 - (2) 障害者 障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者その他これに準ずる者 をいう。
 - (3) 高齢者 高齢により日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受ける者をいう。
 - (4) 一般都市施設 不特定かつ多数の者の利用に供する建築物、道路、公園、駐車場等で、規則で定めるものをいう。
 - (5) 公共交通機関 鉄道、乗合自動車その他の車両及び交通機関の乗降場で、規則で定めるものを いう。
 - (6) 特定施設 一般都市施設のうち、規則で定める規模のものをいう。
 - (7) 特定事業者 特定施設を新設又は改修 (建築物については、増築、改築又は用途変更 (用途を変更して特定施設にする場合に限る。) をする場合をいう。) をしようとする者をいう。

(市の役割)

- 第3条 市は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

(市民の役割)

- 第4条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。
- 2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の役割)
- 第5条 事業者は、その所有し、又は管理する一般都市施設及び公共交通機関をすべての人が安全か つ容易に利用することができるようにするとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進す るものとする。
- 2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。 (施策の基本方針)
- 第6条 市の施策の基本方針は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 市民一人ひとりが、社会的利益を等しく享受することができる個人として互いに理解し、尊重 し合う心づくりの推進
 - (2) 市民一人ひとりが、自立し、自由に社会参加することができる地域づくりの推進
 - (3) 障害者、高齢者をはじめすべての市民が、安全かつ容易に利用することができる都市づくりの 推進

(情報の提供)

第7条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりを推進するために、必要な情報を提供するものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、市民及び事業者と相互に協力し、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備する ものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、福祉のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものと する。

第2章 個人の尊重

(啓発)

第10条 市は、市民が障害の有無及びに心身の機能及び能力の低下に関わらず平等な個人として互い に尊重する意識 (以下「個人を尊重する意識」という。) を高めるために、その啓発に努めるも のとする。

(福祉教育の推進)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の機会を通じて、市民が個人を尊重する意識を高めるため に、福祉に関する教育を推進するよう努めるものとする。

(交流の促進等)

- 第12条 市は、市民が個人を尊重する意識を高めるために、市民相互の交流を促進するよう努めるものとする。
- 2 市は、市民が社会福祉に関するボランティア活動を実践できるようにするために、必要な施策を 講ずるよう努めるものとする。

第3章 自立及び社会参加への支援

(学校教育の支援)

第13条 市は、学校教育の場において、障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、 適切かつ十分な教育を受けることができるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるも のとする。

(生涯学習等の支援)

第14条 市は、障害者及び高齢者が生涯を通じて、学習活動並びに文化活動、スポーツ及びレクリエーション活動へ参加できるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(就業機会の確保等)

- 第15条 市は、障害者がその能力に応じ、就業の機会が確保され、及び雇用関係の安定が図られるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業者は、障害者の雇用の機会を確保するとともに、職場環境の整備を行うことによりその雇用 の安定を図るよう努めるものとする。

(日常生活の支援等)

- 第16条 市は、障害者及び高齢者が快適に日常生活を送ることができるようにするために、在宅及び 施設福祉に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、保健、医療及び福祉施策の連携を推進し、それぞれの効果的な組合せにより、障害者及び 高齢者の日常生活を総合的に支援するよう努めるものとする。

(情報の利用等の支援)

第17条 市は、障害者が円滑に情報を利用することができるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(安全対策等の推進)

第18条 市は、障害者及び高齢者が安心して生活を送ることができるようにするために、防犯、防災 及び交通安全の保持に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 牛活環境の整備

第1節 一般都市施設等の整備

(整備基準)

第19条 一般都市施設を設置又は管理する事業者(以下「一般都市施設設置者等」という。)は、当該一般都市施設を障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるものとするための構造及び設備に関する基準(以下「整備基準」という。)に適合させるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は地形若しくは敷地の状況、沿道の利用状況等により整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認めたときは、この限りでない。

(維持保全)

第20条 市長は、前条に規定する整備基準を定めるものとする。

2 前項の基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他市長が必要と認めるものについて、一般都市施設の区分に応じて規則で定める。

(一般都市施設の整備)

第21条 一般都市施設設置者等は、当該一般都市施設を整備基準に適合させたときは、その適合部分 の機能を維持するよう努めなければならない。

(公共交通機関の整備)

第22条 公共交通機関を所有又は管理する事業者は、障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるよう、その公共交通機関の整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

- 第23条 市民は、心身の機能及び能力の低下に対応し、又は備えて、安全かつ容易に利用することができるよう、自らの住宅の整備に努めなければならない。
- 2 住宅を供給する事業者は、障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるように配慮 された住宅の供給に努めなければならない。

第2節 特定施設の整備

(事前協議)

- 第24条 特定事業者は、規則で定めるところにより、当該特定施設の工事に着手する前にその計画について市長に協議(以下「事前協議」という。)しなければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条に規定する計画の認定を申請したときは、事前協議があったものとみなす。
- 2 市長は、事前協議に係る特定施設が整備基準に適合していると認めたときは、特定事業者に対し、 適合している旨を通知するものとする。

(指導及び助言)

第25条 市長は、事前協議に係る特定施設が整備基準に適合していないと認めたときは、特定事業者 に対し、当該特定施設を整備基準に適合させるよう必要な指導及び助言を行うことができる。

(事前協議の内容の変更)

第26条 前2条の規定は、事前協議の内容を変更する場合において準用する。

(工事の完了の届出)

- 第27条 特定事業者は、事前協議に係る工事が完了したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該特定施設が整備基準に適合しているかどう かを検査するものとする。

(立入調査)

- 第28条 市長は、必要があると認めたときは、その職員に事前協議に係る特定施設に立ち入り、当該 特定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

- 第29条 市長は、特定事業者が事前協議を行わずに工事に着手したときは、その計画について協議を 行うべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、特定事業者が第25条の規定による指導及び助言に従わないときは、当該指導及び助言の 内容に従うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 市長は、特定事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

- 第30条 市長は、前条の規定による勧告を行った場合において、当該特定事業者が正当な理由がなく その勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該特定事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

(国等の特例)

- 第31条 第24条から前条までの規定は、国及び地方公共団体については適用しない。
- 2 市長は、国及び地方公共団体に対し、その設置し、又は管理する特定施設について、整備基準へ の適合状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

第5章 雑 則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出雲市福祉のまちづくり条例 (出雲市条例第1797号) 又は島根県ひとにやさしいまちづくり条例 (平成10年島根県条例第25号) の規定により事前協議 又は届出のあった施設整備については、それぞれなお従前の例による。
- 3 第29条及び第30条の規定は、合併前の平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の区域においては、平成18年1月1日から適用する。

(斐川町の編入に伴う経過措置)

4 斐川町の編入の日の前日までに、島根県ひとにやさしいまちづくり条例 (平成10年島根県条例第 25号) の規定により届出のあった施設整備については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年9月28日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日条例第71号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

出雲市福祉のまちづくり条例施行規則

(平成17年出雲市規則第92号)

改正 平成20年 2 月 1 日規則第 1 号 平成20年 3 月31日規則第18号 平成20年11月28日規則第54号 平成25年 3 月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、出雲市福祉のまちづくり条例 (平成17年出雲市条例第116号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般都市施設)

- 第2条 条例第2条第4号に規定する一般都市施設は、別表第1の一般都市施設欄に定める施設とする。 (公共交通機関)
- 第3条 条例第2条第5号に規定する公共交通機関は、次に定めるものとする。
 - (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令 (平成13年国土交通省令第151号) 第2条第13号に規 定する列車及びその乗降場
 - (2) 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業 の用に供する乗合自動車及びその乗降場

(特定施設)

第4条 条例第2条第6号に規定する特定施設は、別表第1の一般都市施設欄に定める施設のうち、 当該特定施設欄に定める施設とする。

(整備基準)

- 第5条 条例第20条第2項に規定する整備基準は、別表第2に定める基準とする。
- 2 整備基準は、一般都市施設において不特定かつ多数の者が利用する部分について適用するものとする。

(事前協議)

- 第6条 条例第24条第1項に規定する事前協議は、特定施設の工事に着手する日の30日前までに、特定施設設置工事(変更)事前協議書(様式第1号)を提出して行うものとする。
- 2 前項に規定する特定施設設置工事 (変更) 事前協議書には、次に掲げる書類及び図書を添付する ものとする。
 - (1) 特定施設事前協議項目表 (様式第2号)
 - (2) 当該特定施設の区分に応じ、別表第3に定める図書
- 3 前2項の書類及び図書は、それぞれ2部ずつ提出するものとする。
- 4 前3項の規定に関わらず、一般都市施設である建築物を増築しようとする場合において、当該増築に係る特定施設の用途に供する部分の床面積が、別表第1 1建築物の項の特定施設欄に定める用途に供する部分の床面積(別表第1 1建築物の項中第1項から第10項までに定める建築物にあっては200平方メートル)を超えないときは、事前協議を要しないものとする。

(工事完了の届出)

第7条 条例第27条第1項の規定による届出は、特定施設設置工事完了届出書 (様式第3号) を提出 して行うものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第28条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。 (その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成20年2月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に整備している道路又は公園の整備基準については、改正後の出雲市福祉の街づくり条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第2条、第4条、第6条関係)

1 建築物

	一 般	都 市	施	設	特	定施設
1 官公庁舎等 2 学校等 (1) 学校教育法((2) 同法第124条 (3) 同法第134条 (4) その他これら	こ規定する専 第1項に規定	駆撃校 Eする各種学校		規定する学校	すべて	この施設

3 医療施設等

- (1) 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院
- (2) 同法第1条の5第2項に規定する診療所
- (3) 薬事法 (昭和35年法律第145号) 第2条第11項に規定する薬局

4 社会福祉施設等

- (1) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する老人福祉施設
- (2) 同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (3) 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第8条第27項に規定する介護 老人保健施設
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (5) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条に規定する児童福祉施設
- (7) その他これらに類する施設

5 文化施設

- (1) 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法 (昭和26年法律第285号) 第2条第1項に規定する博物館 及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (3) その他これらに類する施設

6 火葬場

(1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場

7 事務所

- (1) 次に掲げる業務又は事業の用に供する金融機関の本店、支店、営業 所又は事務所
 - ア 銀行法 (昭和56年法律第59号) 第10条第1項に規定する業務
 - イ 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) 第10条第1項第2号及 び第3号に規定する事業
 - ウ 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第9条の8第1 項に規定する事業
 - エ 信用金庫法 (昭和26年法律第238号) 第53条第1項に規定する業務
 - オ 労働金庫法 (昭和28年法律第227号) 第58条第1項に規定する業務
 - カ 貸金業法 (昭和58年法律第32号) 第2条第1項に規定する貸金業
 - キ 金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第2条第8項に規定する 金融商品取引業
 - ク その他これらに類する業務又は事業
- (2) 公益事業の事務所
 - ア ガス事業法 (昭和29年法律第51号) 第2条第1項に規定する一般 ガス事業の用に供する事務所
 - イ 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第1号に規定 する一般電気事業の用に供する事務所
 - ウ 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第2条第5号に規定する 電気通信事業者 (同法第9条の登録を受けたものに限る。) が同法 第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する事務所

8 公共交通機関の施設 (1) 鉄道事業法 (昭和61年法律第92号) 第8条第1項に規定する鉄道施設 (2) 自動車ターミナル法 (昭和34年法律第136号) 第2条第6項に規定 するバスターミナル 9 集会施設 (1) 地区コミュニティセンター (2) 集会場 (3) 冠婚葬祭施設 (4) その他これらに類する施設 10 公衆便所 11 理容所及び美容所 用途に供する部分の 床面積が50平方メー (1) 理容師法 (昭和22年法律第234号) 第1条の2第3項に規定する理容所 トル以上の施設 (2) 美容師法 (昭和32年法律第163号) 第2条第3項に規定する美容所 12 サービス業を営む店舗 用途に供する部分の (1) 質屋営業法 (昭和25年法律第158号) 第1条第2項に規定する質屋 床面積が100平方メー トル以上の施設 の営業所 (2) クリーニング取次店 (3) 貸衣装屋 (4) 旅行代理店 (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室等 (6) その他これらに類する店舗 13 物品販売業を営む店舗 用途に供する部分の 床面積が200平方メー (1) 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗 (2) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号 トル以上の施設 に規定する給油取扱所 14 飲食店 15 公衆浴場 (1) 公衆浴場法 (昭和23年法律第139号) 第1条第1項に規定する公衆浴場 16 運動施設 用途に供する部分の (1) 体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場及びスポーツの練習場 床面積が500平方メー (2) その他これらに類する施設 トル以上の施設 17 興行施設 (1) 劇場、映画館、観覧場及び演芸場 (2) その他これらに類する施設 18 遊興施設 (1) 遊技場 (2) カラオケボックス (3) その他これらに類する施設 19 展示施設 (1) 展示場 (2) その他これに類する施設 20 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するホテル営 業、旅館営業及び簡易宿所営業の用に供する施設 21 一般公共の用に供する自動車車庫

22	共同住宅、寄宿舎等	用途に供する部分の 床面積が1,000平方メートル以上又は戸数若 しくは室数が30以上 の施設
23 24	7 に掲げる事務所以外の事務所 1 から23までに掲げる施設が複合的に存在する施設	用途に供する部分の 床面積が1,000平方メー トル以上の施設
25 26	工場 卸売市場	用途に供する部分の 床面積が2,000平方メー トル以上の施設

2 道路

	_	般	都	市	施	設			特	定	施	設
1 道路法(昭和 市移動等円滑化 (平成25年出雲 用に供するもの	化のため 市条例	りに必 第20号	要な道	路の構	造に関	する基	基準を定め	る条例	すべて	の施	設	

3 公園等

	_	般	都	市	施	設		特	定	施	設
,	動等円 条例(第40条I ら及び 関植物園	滑化の 平成25 こ規定 する公 遊園地	ために年出雲する児園、広	が要な 市条例 童遊園 場又は	3特定公司第22号 3 線地	、園施設の設置 号)に規定する。	に関する 持定公園	すべて	の施	這	

4 駐車場

	_	般	都	市	施	設	特定施設
1 駐車場法(見定による届出をしなけ)	全駐車台数が50台を 超える施設

1 建築物

項 目	整 備 基 準
1 出入口	 (1) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 1) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 3) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が安全かつ容易に開閉して通過できる構造とすること。 4) 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設(共同住宅を除く。)にあっては、戸の前後に150センチメートル以上の水平部分を設けること。 (2) 各室の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること(共同住宅を除く。)。 1) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 3) 原則として引き戸又は内開き戸とする。ただし、避難上、外開き戸としなければならない場合は、この限りでない。
2 廊下その他 これに類以 (いう。)	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段を設ける場合においては、当該段は、3に定める構造に準じたものとすること。 (3) 直接地上へ通ずる1(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1(1)に定める構造の各出入口から各室の1(2)に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 1) 幅は、内法を120センチメートル(用途面積が2,000平方メートル以上のものにあっては、160センチメートル(共同住宅を除く。)以上とすること。2)廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること(共同住宅を除く。)。 3)高低差がある場合においては、(4)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること(共同住宅を除く。)。 4)1に定める構造の出入口並びに4に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 (4)廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。1)幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。2)勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。3)高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。4)表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。5)用途面積が2,000平方メートル以上のものにあっては、その前後の廊下等との色の明度の差が大きい等によりその存在を容易に識別できるものとすること。

- 6) 高さが16センチメートルを超える傾斜路にあっては、つえや車いすのキャスター等が落ちないように高さが 5 センチメートル以上の立ち上がり等を設けること。
- 7) 用途面積が2,000平方メートル以上のものにあっては、高さが16センチメートルを超える傾斜路に手すりを設けること。
- (5) 手すりを設ける場合においては、次に定める仕様とすること。
 - 1) 高さは、80センチメートル程度とすること。
 - 2) 形状は、握りやすいものとすること。
 - 3) 端部は、下方又は壁面方向に曲げる等安全面に配慮すること。
- (6) 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設(共同住宅を除く。)にあっては、直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。
- (7) 用途面積が1,000平方メートル以上の一般都市施設(共同住宅を除く。)にあっては、傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用材」という。)を敷設すること。ただし、勾配が20分の1以下の傾斜部分の上端及び下端に近接する場合、高さ16センチメートル以下で勾配12分の1以下の傾斜部分の上端及び下端に近接する場合、主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合は、この限りでない。

3 階段

- (1) 直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。
 - 1) 2(5)に定める仕様の手すりを設けること。
 - 2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
 - 3)表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - 4) 段鼻は、色調、明度、仕上げ等について、踏面及びけあげと区別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。
 - 5) 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起 用材を敷設すること (共同住宅を除く。)。

4 昇降機

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階を有する一般都市施設(盲学校、聾学校又は養護学校以外の学校、共同住宅、工場、卸売市場を除く。)で床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。
- (2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。
 - 1) かごの幅は、内法を140センチメートル以上とすること。
 - 2) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。
 - 3) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
 - 4) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

- 5) かごの左右両側面に手すりを設けること。
- 6) かごの正面壁面には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- 7) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。
- 8) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- 9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(8) に規定する制御装置を除く。) は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- 10) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。
- 11) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- 12) 障害者国際シンボルマークなどにより標示すること。
- 13) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

5 便所

- (1) 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設 (共同住宅を除く。) にあっては、車いす使用者が利用することができる便所を設けるものとし、次に定める構造とすること。
 - 1) 車いす使用者が安全かつ容易に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)が設けられていること。
 - 2) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
 - 3) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
 - 4) 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が安全かつ容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - 5) 洗面器の上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、 下端の高さは60センチメートル以上とし、1以上の洗面器の給水栓は、レ バー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。
 - 6) 車いす使用者用便房内に設ける設備は、操作しやすいものとすること。
 - 7) 障害者国際シンボルマークなどにより標示すること。
 - 8) オストメイト (人工肛門・人工膀胱造設者) に対応することができる構造の水洗器具等を設けた便房を設けること。その水洗器具等とは以下をいう。
 - ア) 専用の汚物流しと水洗器具を取付けたもの。
 - イ) 温水シャワーを取付けたもの。
 - ウ)姿見鏡を設け、ペーパーホルダー及び石鹸水を取付けたもの。
 - エ) オストメイト対応設備を設けたトイレであることを表示したもの。
- (2) 不特定かつ多数の者の用に供する便所のうち1 (男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1)以上の便所は、次に定める構造とすること (共同住宅を除く。)。
 - 1) 便所の出入り口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - 2) 洗面器の上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、 下端の高さは60センチメートル以上とし、1以上の洗面器の給水栓は、レ バー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。
 - 3) 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設 (共同住宅を除く。) にあっては、男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち 1 以上に、床置式の小便器その他これらに類する小便器を1以上設けること。

6 附属する駐 車場

- (1) 駐車場の全駐車台数が20を超える場合又は用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設の駐車場においては、そのうち1以上に、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること(共同住宅を除く。)。
 - 1) 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる 1(1) に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路 (2) に定める構造の駐車場内の通路又は7に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。) の距離ができる限り短くなる位置に設けること。
 - 2) 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - 3) 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7に定める構造とすること。

7 敷地内の通 路

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合においては、当該段は、31)から4)に定める構造に準じたものとすること。
- (3) 直接地上へ通ずる 1 (1)に定める構造の各出入口から当該特定施設の敷地の接する道若しくは空地又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる 1 (1)に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
 - 1) 有効幅員は、120センチメートル (用途面積が2,000平方メートルを超えるものにあっては160センチメートル (共同住宅を除く。)) 以上とすること。
 - 2) 高低差がある場合においては、2(4)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
 - 3) 通路内には、原則として排水溝等を設けないこと。ただし、やむを得ず 設ける場合においては、段差が生じないように溝蓋 (がい) を設け、つえ や車いすのキャスター等が落ちないように配慮すること。
 - 4) 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設 (共同住宅を除く。) にあっては、勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (4) 用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設(盲学校、聾学校又は養護学校以外の学校、共同住宅、工場、卸売市場を除く。)にあっては、直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口から道に至る通路に、また建築物又は敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路のうち1以上に誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合、また道等から案内設備までの経路が建築物の内にある当該建築物を管理する者が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できる場合においては、この限りでない。
- (5) 用途面積が1,000平方メートル以上の一般都市施設 (共同住宅を除く。) にあっては、車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路又は段の上端及び下端に近接する通路及び踊り場の部分には、注意喚起用材を敷設すること。ただし、用途面積が2,000平方メートル未満で、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。

8 観客席	(1) 興行施設又は集会施設のうち、固定式の観客席の全席数が100以上の場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用スペースを1(2)に定める構造の出入口の付近に設けること。 1) 幅は90センチメートル以上、奥行きは110センチメートル以上とすること。 2) 床は水平とし、床の表面は、平坦で滑りにくい材料で仕上げること。 3) 1(2)に定める構造の出入口から車いす使用者用スペースに至る通路に高低差がある場合においては、2(4)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。 4) 車いす使用者用客席部分である旨を見やすい方法により表示すること。
9 浴室	(1) 医療施設等、宿泊施設又は社会福祉施設等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの及び公衆浴場にあっては、1 (男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1)以上の浴室(共同のものに限る。)は、次に定める構造とすること。 1)脱衣室及び洗い場の出入口は、1に定める構造とすること。 2)脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。 3)1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとすること。
10 客室	(1) 宿泊施設で客室の数が50以上のものにあっては、1以上の客室は、次に定める構造とすること。 1) 出入口は、1(2)に定める構造とし、戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 3) 5(1)に定める構造の車いす使用者用便房を設けること。 4) 9に定める構造の浴室を設けること。
11 更衣室及び シャワー室	(1) 運動施設で用途面積が1,000平方メートル以上のものにあっては、1 (男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1)以上の更衣室及びシャワー室は、次に定める構造とすること。 1)出入口は、1(2)に定める構造とすること。 2)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 3)壁には、手すりを設けること。 4)1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものとすること。
12 レジ通路及び改札口	(1) 1以上のレジ通路及び改札口は、次に定める構造とすること。 1)幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 2)車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 3)床は、水平とすること。

2 道路

	項	目	整備基準
1	步道		 (1) 歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 1)縁石、植樹帯、防護柵等で区画すること。縁石の車道等に対する高さは15センチメートルを標準とする。歩道は、セミフラット形式を採用することを基本とする。 2)有効幅員は、200センチメートル以上(やむを得ない場合においては、100センチメートル以上)とすること。 3)横断勾配は、2パーセント以下(やむを得ない場合においては、4パーセント以下)とすること。

- 4) 縦断勾配は、5パーセント以下 (やむを得ない場合においては、8パーセント以下) とすること。
- 5)表面は舗装等を施し、滑りにくく、水はけのよい仕上げとすること。
- 6) 車乗り入れ部は、歩行者の通行に支障とならないよう歩行幅、横断勾配に留意すること。
- 7) 路面に排水口、マンホール蓋等を設ける場合においては、車いす使用者、 つえを使用する者等の通行に支障のない蓋(ふた)を設けること。
- (2) 交差点部分は、次に定める構造とすること。
 - 1)巻き込み部分及び横断歩道と接する部分は、歩道を切り下げること。
 - 2) 切り下げる場合のすりつけ勾配は、5パーセント以下 (やむを得ない場合においては、8パーセント以下) とすること。
 - 3) 巻き込み部分及び横断歩道と接する歩道と車道の境界部分は縁石で区画することとし、歩行者が通行する部分の段差は2センチメートルを標準とする。
 - 4) 横断歩道周辺部の排水枡は、歩道と車道の境界部分に水がたまらないよう、設置位置、周辺の勾配に配慮すること。

2 横断歩道橋

- (1) 横断歩道橋を設ける場合は、次に定める構造とすること。
 - 1) 有効幅員は、通路は200センチメートル以上、階段は150センチメートル以上とすること。
 - 2) 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。
 - 3) 階段、踊り場及び傾斜路には、両側に手すりを設けること。
 - 4) 階段には回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。
 - 5) 階段又は傾斜路の上端及び下端に近接するその踊り場、横断歩道橋並びに歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた注意喚起用材を敷設すること。
 - 6) 光源が蛍光ランプ又は蛍光水銀ランプの照明設備を設け、床面において 20ルクス以上の照度を確保すること。
 - 7) 傾斜路の有効幅員は、200センチメートル以上(やむを得ない場合においては100センチメートル以上)とすること。縦断勾配は、5パーセント以下(やむを得ない場合においては、8パーセント以下)とすること。横断勾配は、設けないこと。
 - 8) 横断歩道橋において、エレベーターを設置する場合には、建築物の4に 定める構造のエレベーターを設置すること。

3 地下横断歩道

- (1) 地下横断歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。
 - 1) 有効幅員は、通路は200センチメートル以上、階段は150センチメートル以上とすること。
 - 2) 路面は、滑りにくい材料で仕上げること。
 - 3) 階段、踊り場及び傾斜路には、両側に手すりを設けること。
 - 4) 階段又は傾斜路の上端及び下端に近接するその踊り場、地下横断歩道並びに歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた注意喚起用材を敷設すること。
 - 5) 光源が蛍光ランプ又は蛍光水銀ランプの照明設備を設け、出入口(入口から出口が見通せないものに限る。)の床面において100ルクス以上、階段及び通路の床面において50ルクス以上の照度を確保すること。
 - 6) 階段、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料とすること。
 - 7) 傾斜路の有効幅員は、200センチメートル以上(やむを得ない場合においては、100センチメートル以上)とすること。縦断勾配は、5パーセント以下(やむを得ない場合においては、8パーセント以下)とすること。横断勾配は、設けないこと。
 - 8) 地下横断歩道において、エレベーターを設置する場合には、建築物の4 に定める構造のエレベーターを設置すること。

誘導用ブロ ック

- 視覚障害者 (1) 視覚障害者の歩行が多い歩道、公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多 い施設とを結ぶ歩道及び視覚障害者用音響式信号機が設けられている横断歩道 に接する歩道には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設置すること。
 - (2) 視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合においては、次に定める仕様とす ること。
 - 1) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、歩行性、耐久性、耐磨耗性に 優れたものとすること。
 - 2) 色彩は、原則として黄色とし、周辺の路面との輝度比を大きくすること。
 - 3) 視覚障害者誘導用ブロックの始点及び終点は、歩行方向に原則として約 60センチメートルの幅で設置する。また、継続的直線歩行の案内を行う場 合は、歩行方向に原則として約30センチメートルの幅で設置すること。

3 公園

項目	整備基準
1 出入口	 (1) 車いすで通行できるよう、次に定める構造の出入口を1以上設けること。 1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止めを設ける場合の有効幅員は、90センチメートルを標準とする。 2) すりつけ勾配は、5パーセント以下(やむを得ない場合においては、8パーセント以下)とすること。 3) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 4) 段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合においては、2センチメートル以下とすること。
2 園路	 (1) 1に定める構造の出入口に通ずる1以上の園路は、次に定める構造とすること。 1)有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 2)縦断勾配は、5パーセント以下(やむを得ない場合は6パーセント以下)とすること。この場合において、3パーセント以上の部分が50メートル以上続くときはその途中に150センチメートル以上の水平な区間を設け、4パーセント以上の部分は手すりを設けること。 3)横断勾配は、2パーセント以下(やむを得ない場合においては、4パーセント以下)とすること。 4)表面は、滑りにくい材料で仕上げることとし、砂利敷きとしないこと。 5)園路内を横断する排水溝を設ける場合においては、段差が生じないように溝蓋(がい)を設け、つえや車いすのキャスター等が落ちないように配慮すること。 6)通行導線から出入りする箇所の縁石などの段差は2センチメートル以下とし、切り下げ部分の有効幅員は120センチメートル以上とし、すりつけ勾配は8パーセント以下とすること。 7)傾斜路を設ける場合においては、その両側に高さ10センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものを設けること。
3 階段	 (1) 主要な階段は、次に定める構造とすること。 1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 2) 回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。 3) 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。 4) 手すりを設けること。

4 1	便所	(1) 不特定かつ多数の者の用に供する便所のうち1 (男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1)以上の便所は、次に定める構造とすること。 1)便所の出入り口の幅は、80センチメートル以上とすること。 2)戸を設ける場合においては、当該戸は、利用者が安全かつ容易に開閉して通過できる構造とすること。 3)洗面器の上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とし、1以上の洗面器の給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。 (2)車いす使用者用便所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 1)車いす使用者が安全かつ容易に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、車いす使用者用便房が設けられていること。 2)車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 3)車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。 4)車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が安全かつ容易に開閉して通過できる構造とすること。 5)洗面器の上端の高さは70センチメートル以上80センチメートル以下とし、下端の高さは60センチメートル以上とし、洗面器の給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものとすること。 6)車いす使用者用便房内に設ける設備は、操作しやすいものとすること。 7)障害者国際シンボルマークなどにより標示すること。 8)オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)に対応することができる構造の水洗器具等を設けた便房を設けること。その水洗器具等とは以下をいう。ア)専用の汚物流しと水洗器具を取付けたもの。 1、温水シャワーを取付けたもの。 2、オストメイト対応設備を設けたトイレであることを表示したもの。 1、オストメイト対応設備を設けたトイレであることを表示したもの。
	附属する駐 車場	(1) 1に定める構造の出入口に近接する駐車場の全駐車台数が20を超える場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車スペースを設けること。 1)車いす使用者用駐車スペースは、1に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車スペースに至る経路の距離ができる限り短くなる位置に設けること。 2)幅は、350センチメートル以上とすること。 3)車いす使用者用駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。

4 駐車場

項目	整備基準
1 駐車場	(1) 駐車場の全駐車台数が50を超える場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車スペースを設けること。 1) 車いすの通行に支障のない出入口から当該車いす使用者用駐車スペースに至る経路の距離ができる限り短くなる位置に設けること。 2) 幅は、1台について350センチメートル以上とする。 3) 車いす使用者用駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。

別表第3(条例第6条関係)

		図書
区 分	種 類	明 示 す べ き 事 項
1 建築物	」付诉 見 W 図	1) 方位 2) 道路及び目標となる地物
	配置図	1) 縮尺 2) 方位 3) 敷地の境界線 4) 敷地内における建築物の位置 5) 他の建築物との別 6) 土地の高低 7) 敷地に接する道路の位置及び幅員 8) 敷地内の駐車場及び車いす使用者用駐車場の位置
	各階平面図 5	1) 縮尺 2) 間取り 3) 各室の用途 4) 主要部分の寸法 5) 主な床の高さ及び仕上げの仕様 6) 利用者用の出入口、廊下、階段、昇降機、車いす使用者用 便房、通路、観覧席・客席、浴室、更衣室及びシャワー室、 客室、受付・案内カウンター及び記載台、公衆電話所、券売 機、案内板、非常警報装置等の位置
2 道路	平面図	1) 方位 2) 道路及び目標となる地物 1) 縮尺 2) 方位 3) 土地の境界線 4) 主要部分の寸法
		1) 土地及び施設の高低
		1) 土地及び施設の高低 1) 土地及び施設の高低
3 公園	付诉 貝取 図	1) 方位 1) 道路及び目標となる地物
	平 面 図 3	1)縮尺 2)方位 3)主要な施設の配置 4)出入口、主な園路、ベンチ、階段、車いす使用者用便房、 案内板、駐車場及び車いす使用者用駐車場の位置
4 駐車場	付诉見以図	1) 方位 2) 道路及び目標となる地物
	平面図	1) 縮尺 2) 方位 3) 主要な施設の配置 4) 出入口、案内板、車いす使用者用駐車場の位置
共 通	詳細図 🗓	必要に応じ、整備基準に適応することを示す事項

(その1)

特定施設設置工事 (変更) 事前協議書 (建築物)

年 月 日

出雲市長様

協 議 者 住所 (特定事業者) 氏名

ED

電話

1	施	設の月	折 在	地									
2	施	設の	名	称									
3	主	要	用	途									
4	I	事	種	別		新い築・・・増い築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
5	敷	地	面	積				m²					
6	構	造・	階	数			造 坩	也上 階・地下	階				
					用	途	工事部分の 床 面 積	工事以外の 部分の床面積	合	計			
							m²	m²		m²			
			面				m²	m²		m²			
7	床	面		ī 積				m²	m²		m²		
							m²	m²		m²			
							m²	m²		m²			
					合	計	m²	m²		m²			
8	I	事着手	予 定	日			生	月	日				
9	I	事完了	予定	日			白	月	日				
10	代:	理人住	所氏	名		電話							
11	設;	計者住	所氏	名			電話						

注 特定施設事前協議項目表、付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。

(その2)

特定施設設置工事 (変更) 事前協議書 (道路)

年 月 日

印

出雲市長 様

協 議 者 住所 (特定事業者) 氏名 電話

1	路		線			名	
2	管	理		者		名	
3	道	路		延		長	m
4	步	道		延		長	m
5	エ	事		種		別	新 設 · 改 修
6	整	備部分	う の	道足	各延	長	m
7	整	備部分	う の	步道	道 延	長	m (幅員 m)
8	整	備		項		目	歩道・信号機 (音響式) ・立体横断施設
9	エ	事着	手	予	定	日	年 月 日
10	エ	事完	了	予	定	日	年 月 日
11	代	理 人	住	所	氏	名	電話
12	設	計者	住	所	氏	名	電話

注 特定施設事前協議項目表、付近見取図、平面図、縦断図及び横断図を添付してください。

(その3)

特定施設設置工事 (変更) 事前協議書 (公園)

年 月 日

出雲市長 様

協 議 者 住所 (特定事業者) 氏名 電話

印

1	施	設	σ.) F	听	在	地	
2	施	記	殳	の	ź	3	称	
3	主		要		用		途	都市公園・児童遊園・動物園・植物園・遊園地
4	管		理		者		名	
5	面						積	m²
6	I		事		種		別	新 設 · 改 修
7	I	事	着	手	予	定	日	年 月 日
8	I	事	完	了	予	定	日	年 月 日
9	代	理	人	住	所	氏	名	電話
10	設	計	者	住	所	氏	名	電話

注 特定施設事前協議項目表、付近見取図及び平面図を添付してください。

(その4)

特定施設設置工事 (変更) 事前協議書 (駐車場)

年 月 日

出雲市長 様

協 議 者 住所(特定事業者)氏名電話

1	施	設	σ.) [斩	在	地	
2	施	È		の	ŕ		称	
3	管		理		者		名	
4	面						積	m²
5	総	馬	È	車	É	台	数	台
6	I		事		種		別	新 設 · 改 修
7	I	事	着	手	予	定	日	年 月 日
8	I	事	完	了	予	定	日	年 月 日
9	代	理	人	住	所	氏	名	電話
10	設	計	者	住	所	氏	名	電話

注 特定施設事前協議項目表、付近見取図及び平面図を添付してください。

特定施設事前協議項目表(建築物)

名		称	
所	在	地	

1	(1) 直接地上へ通	内法幅は、80cm以上あるか。			cm	
出入	ずる出入口及び	PINATEIR COUNTY LOS SIS	適	•	否	
入口	駐車場へ通ずる	車いす使用者の通過に支障となる段はないか。	適	•	否	
	出入口のうち 1 以上の出入口	戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者 が安全かつ容易に利用できるか。	適	•	否	
		用途面積が2,000㎡以上の場合、戸の前後に150cm 以上の水平部分があるか。	適	•	否	
	(2) 各室の出入口 のうち1以上	内法幅は、80cm以上あるか。	適	•	cm 否	
	の出入口	車いす使用者の通過に支障となる段はないか。	適	•	否	
		戸は、引き戸又は内開き戸であるか。	適	•	否	
2	(1) 共通事項	床は、滑りにくい仕上げであるか。	適	•	否	
廊下等		段を設ける場合、3の階段の構造に準じているか。	適	•	否	
7	(2) 1(1)の出入口 から 1(2)の出	内法幅は、120cm以上 (用途面積2,000㎡以上の場合は160cm以上) あるか。	適	•	cm 否	
	入口までの経路 上にある1以上	廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとに車いすが転回できる部分があるか。	適	•	否	
	の廊下	高低差がある場合(3)を満たす傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機があるか。	適	•	否	
		1の出入口及び4の昇降機等の昇降路の出入口に接する部分は水平であるか。	適	•	否	
	(3) 傾斜路及びそ の踊り場	内法幅は、120cm (段を併設する場合は90cm) 以 上あるか。	適		cm 否	
		勾配は、1 / 12(高さが16cm以下の場合は1 / 8) 以下であるか。	適	•	否	
		高さ75cmを超える場合、75cm以内ごとに踏み幅 150cm以上の踊り場があるか。	適	•	否	
		床は、滑りにくい仕上げであるか。	適	•	否	
		用途面積が2,000㎡以上の場合、前後の廊下等と 認識しやすいものか。	適	•	否	
		高さ16cmを超える傾斜路の場合、5cm以上の立ち上がりがあるか。	適	•	否	
		用途面積が2,000㎡以上の場合、高さ16cmを超える傾斜路に、手すりがあるか。	適	•	否	

	(4) 手すり	高さは、80cm程度であるか。	適	•	否	
		握りやすい形状であるか。	適	•	否	
		端部は、安全面に配慮されているか。	適	•	否	
	(5) 誘導用床材	用途面積が2,000㎡以上の場合、1以上の出入口から受付までの廊下には、誘導用床材又は音声誘導装置があるか。	適	•	否	
	(6) 注意喚起用材	用途面積が1,000㎡以上の場合、傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、 注意喚起用材があるか。	適		否	
3	(1) 直接地上へ通	2(4)を満たす仕様に準じた手すりが設けてあるか。	適	•	否	
階	ずる出入口がな	主たる階段に回り段を設けていないか。	適	•	否	
階段	い階に通ずる階	床は、滑りにくい仕上げであるか。	適	•	否	
	段	段鼻は、識別しやすく、つまづきにくい構造で あるか。	適	•	否	
		注意喚起用材の敷設 (階段の上端及び下端に近 接する廊下等及び踊り場部分)	適	•	否	
4 昇	(1) エレベーター の設置 (直接地	かごの幅は、内法140cm以上あるか。	適	•	cm 否	
昇降機	上に通ずる出入 口がない階を有 する床面積2,000	かごの奥行きは、内法135cm以上あるか。	適	•	cm 否	
	が以上の施設)	かごは、車いすの転回に支障がないか。	適	•	否	
	,	かご内には到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声 装置が設けてあるか。	適	•	否	
		かごの左右両側面には、手すりがあるか。	適	•	否	
		かごの正面壁面に扉の開閉が確認できる鏡が設 けてあるか。	適	•	否	
		出入口の内法幅は80cm以上あるか。	適	•	cm 否	
		かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者及び 視覚障害者が操作しやすい制御装置が設けてあるか。	適	•	否	
		乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法150 cm以上あるか。	適	•	cm 否	
		乗降ロビーに昇降方向を知らせる音声装置が設けてあるか。無い場合、かご内に出入口の戸が開いた時に昇降方向を知らせる音声装置が設けてあるか。	適	•	否	
		障害者国際シンボルマーク等により標示してあるか。	適	•	否	
		かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの 現在位置を表示する装置が設けてあるか。	適	•	否	

5 便	(1) 車いす使用者 用便所の設置	十分な床面積の確保、かつ、腰掛便座、手すり 等の適切な配置がされているか。	適	•	否	
所	(用途面積2,000 ㎡以上の一般都	車いす使用者用便房の出入口及び当該便所の出 入口の幅は、内法80cm以上あるか。	滴		cm 否	
	市施設)					
	TIS NEAX)	車いす使用者の利用に支障となる段はないか。	適	•	否	
		出入口に戸を設ける場合、車いす使用者が安全 かつ容易に開閉して通過できるか。	適	•	否	
		洗面器の上端の高さは70cm以上80cm以下、下端 の高さは60cm以上であるか。	適	•	否	
		1 以上の洗面器の給水栓は、レバー式、光感知 式その他操作が容易なものか。	適	•	否	
		車いす使用者便房内の設備は操作しやすいもの				
		であるか。	適	•	否	
		障害者国際シンボルマーク等により表示してあ るか。	適	•	否	
		オストメイトに対応できる水洗器具が設置して あるか。	適	•	否	
	(2) 不特定多数の	便所の出入口の幅は、内法80cm以上あるか。	適	•	否	
	者の用に供する 便所のうち1以	洗面器の上端の高さは70cm以上80cm以下、下端の高さは60cm以下であるか。	適	•	否	
	上の便所					
		1以上の洗面器の給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものか。	適	•	否	
		用途面積が2,000㎡以上で、男子用小便器のある 便所を設ける場合は、1以上の床置式の小便器等 が設けてあるか。	適	•	否	
6 附	(1) 車いす使用者 用駐車施設(駐	車いす使用者用駐車施設が設けてあるか。	適	•	台 否	
1	車場の総駐車台		適	•	否	
すっ	数が20を超え	「「一の山八口に近い位置に設けてあるか。	旭		白	
駐	る場合又は2,000	幅は、350cm以上あるか。			cm	
属する駐車場	mg以上の一般都		適	•	否	
-777	市施設)	車いす使用者用である旨の標示があるか。	適	•	否	
7	(1) 共通事項	表面は、滑りにくい仕上げであるか。	適	•	否	
敷地		段を設ける場合は、3の階段 から に定める 構造に準じているか。	適	•	否	
内	(2) 1(1)の出入口	幅は、120cm以上 (用途面積が2,000㎡以上の場合			cm	
の通路	から道等及び車	は160cm以上) あるか。	適		否	
路	いす使用者用駐	高低差がある場合 2 (3)を満たす傾斜路及びその	適	•	否	
	車施設までのそ れぞれ 1 以上の	踊り場又は特殊構造昇降機を設けているか。				
	通路	車いす使用者等の通行に支障となる排水溝は設 けていないか。	適	•	否	
		用途面積が1,000㎡以上の場合、車路に接する部分、車路を横断する部分に、注意喚起用材が敷設してあるか。	適	•	否	

	(3) 傾斜路及びそ の踊り場	内法幅は、120cm (段を併設する場合は90cm) 以上あるか。	適		cm 否	
		勾配は、1 / 12 (高さが16cm以下の場合は1 / 8) 以下であるか。	適	•	否	
		高さ75cmを超える場合、75cm以内ごとに踏み幅 150cm以上の踊り場があるか。	適	•	否	
		床は、滑りにくい仕上げであるか。	適	•	否	
		用途面積が2,000㎡以上の場合、前後の通路と識別しやすいものか。	適	•	否	
		高さ16cmを超える傾斜路の場合、 5 cm以上の立ち上がりがあるか。	適	•	否	
		用途面積が2,000㎡以上の場合、手すりが設けてあるか (勾配 1 / 12以下又は高さ16cm以下、かつ、勾配 1 / 20以下の傾斜部分は免除)。	適	•	否	
	(4) 直接地上に通 ずる出入口のう ち1以上の出入 口から道に至る 経路、又は案内 設備までの経路 (自動車車庫に 設ける場合及び	用途面積が2,000㎡以上の場合、誘導用床材の敷設又は音声による誘導装置等の設置がされているか。	適		否	
	受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合を除く。)	用途面積が1,000㎡以上の場合、車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路又は段の上端、下端には注意喚起用材が敷設されているか。	適		否	
8	(1) 車いす使用者 用スペース (観	1(2)を満たす出入口付近に、車いす使用者用スペースがあるか。	適	•	席 否	
観客席	客席の全席数が	1 台当たり幅90cm、奥行き110cm以上あるか。	適	•	否	
<i>/</i> m	100を超える場合)	通路に高低差がある場合、 2(3)を満たす傾斜路 及びその踊り場又は特殊構造昇降機を設けている か。	適	•	否	
9 浴室	(1) 1以上の共同 浴室 (医療施設、 客泊施設、社会、	脱衣室及び洗い場の出入口は、1を満たす構造 であるか。	適	•	否	
至	宿泊施設、社会福祉施設で用途面積が1,000㎡	脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりが設けて あるか。	適	•	否	
	以上のもの及び公衆浴場)	1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易 なものであるか。	適	•	否	

(1) 1以上の客室 (宿泊施設で客 室数が50以上 の場合)	出入口は、1(2)を満たす構造であるか。戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造であるか。	適	•	否	
の場合)	車いす使用者が円滑に利用することができる十 分な床面積があるか。	適	•	否	
	5(1)を満たす車いす使用者便房が設けてあるか。	適	•	否	
	9 を満たす構造の浴室が設けてあるか。	適	•	否	
(1) 1以上の更衣	出入口は、1(2)を満たす構造であるか。	適	•	否	
室 (運動施設で 用途面積が1,000	車いす使用者が円滑に利用することができる十 分な床面積があるか。	適	•	否	
m ³ 以上の場合)	壁には手すりが設けてあるか。	適	•	否	
	1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであるか。	適	•	否	
(1) 1以上のレジ 通路及び改札口	幅は、内法80cm以上あるか。	適	•	否	
	車いす使用者の通過に支障となる段はないか。	適	•	否	
	床は、水平であるか。	適	•	否	
	(宿泊施設で客 室数が50以上 の場合) (1) 1以上の更衣 室及びシャワー 室(運動施設で 用途面積が1,000 ㎡以上の場合)	(宿泊施設で客室数が50以上の場合) ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造であるか。 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な床面積があるか。 5(1)を満たす車いす使用者便房が設けてあるか。 9を満たす構造の浴室が設けてあるか。 出入口は、1(2)を満たす構造であるか。 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な床面積があるか。 単いす使用者が円滑に利用することができる十分な床面積があるか。 壁には手すりが設けてあるか。 1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであるか。 幅は、内法80cm以上あるか。 車いす使用者の通過に支障となる段はないか。	(宿泊施設で客室数が50以上の場合) ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造であるか。 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な床面積があるか。 5(1)を満たす構造の浴室が設けてあるか。 適	(宿泊施設で客室数が50以上の場合) ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造であるか。	(宿泊施設で客室数が50以上の場合)ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造であるか。適・否車いす使用者が円滑に利用することができる十分な床面積があるか。適・否5(1)を満たす車いす使用者便房が設けてあるか。適・否9を満たす構造の浴室が設けてあるか。適・否(1) 1以上の更衣室及びシャワー室(運動施設で用途面積が1,000㎡以上の場合)世には手ずりが設けてあるか。適・否壁には手ずりが設けてあるか。適・否1以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであるか。適・否(1) 1以上のレジ通路及び改札口幅は、内法80cm以上あるか。適・否車いす使用者の通過に支障となる段はないか。適・否

特定施設事前協議項目表(道路)

名		称	
所	在	地	

1 歩道	(1) 歩道	縁石、植樹帯、防護柵等で区画されているか。 縁石の車道等に対する高さは15cmを標準とし、歩 道はセミフラット形式とされているか。	合	•	否	
		有効幅員は、200cm以上あるか。	有	•	cm 無	
		横断勾配は、2%以下であるか。	合	•	% 否	
		縦断勾配は、5%以下であるか。	合	•	% 否	
		表面は、滑りにくく、水はけのよい仕上げであるか。	合	•	否	
	(2) 交差点	巻き込み部分及び横断歩道と接する部分は歩道 を切り下げてあるか。	合	•	否	
		切り下げる場合のすりつけ勾配は、5%以下であるか。	有	•	% 無	
		巻き込み部分及び横断歩道と接する部分と車道 との境界部分は、縁石で区画されているか。	合	•	否	
		巻き込み部分及び横断歩道と接する部分と車道 との境界部分で、歩行者が通行する部分の縁石の 段差は2cmであるか。	合	•	cm 否	
2 視	(1) 視覚障害者の 通行が多い歩道、 公共交通機関の	視覚障害者誘導用ブロックが設置されているか。	有	•	無	
覚障害	駅等と視覚障害 者の利用が多い	材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、利用 しやすいものであるか。	合	•	否	
視覚障害者誘導ブ	施設とを結ぶ歩 道及び視覚障害 者用音響式信号	色彩は黄色とし、周辺路面との輝度比が大きいか。	合	•	否	
ノロック	機が設置されている横断歩道に接する歩道の場合	視覚障害者誘導用ブロックの始点及び終点は、 歩行方向に60cmの幅で設置し、継続的直線歩行の 案内を行う場合は、30cmの幅で設置されているか。	合	•	否	

特定施設事前協議項目表(公園)

名		称	
所	在	地	

1	(1) 1以上の出入	有効幅員は、120cm以上 (車止めを設ける場合は			cm	
'		90cm程度) であるか。	有		無	
出入		,			%	
		すりつけ勾配は、5%以下であるか。	合		否	
		 表面は、滑りにくい仕上げであるか。	合		否	
		車いす使用者の通行に支障となる段はないか。	有	•	無	
2	(1) 1 0 11 1 1	キャ・ハ 区川 日の延 川 に文庫 こっぱ の 秋はっぱい ・カ 。	13		cm	
2	(1) 1 の出入口	有効幅員は、120cm以上あるか。	有		無	
園路	に通ずる1以上		Lì		%	
岭	の園路	縦断勾配は、5%以下であるか。	合		否	
		横断勾配は、2%以下であるか。	_		%	
			合	•	否	
		表面は、滑りにくい仕上げであるか。	合	•	否	
		園路を横断する排水溝がある場合、安全面に配	合		否	
		慮しているか。				
3	(1) 主要な階段	有効幅員は、120cm以上あるか。			cm	
階		日が福英は、「2000の土のもり。	有	•	無	
階段		表面は、滑りにくい仕上げであるか。	合	•	否	
		手すりを設けてあるか。	有	•	無	
4	(1) 車いす使用者	車いす使用者が利用しやすい車いす使用者用便	=	_	無	
便	用便所を設ける	房があるか。	有	•	////	
所	場合	車いす使用者用便房及び当該便所の出入口の幅			cm	
		は、内法80cm以上あるか。	有	•	無	
		出入口の戸は、車いす使用者が安全かつ容易に	_		_	
		開閉して通過できるか。	合	•	否	
		車いす使用者の利用に支障となる段はないか。	有	•	無	
		車いす使用者用便房内の設備は、操作しやすい				
		ものであるか。	合	•	否	
		るか。	有	•	無	
		<u> </u>				
		オストメイトに対応できる水洗器具が設置して	有	•	無	
		あるか。			1.	
5	(1) 車いす使用者	車いす使用者用駐車スペースが設けてあるか。			台	
駐	用駐車スペース		有	•	無	
駐車場	(駐車場の総駐 車台数が20を	1 の出入口に近い位置に設けてあるか。	合	•	否	
场		幅は、350㎝以上あるか。			cm	
	超える場合)		有	•	無	
		車いす使用者用である旨の表示があるか。	有	•	無	

(その4)

特定施設事前協議項目表(駐車場)

名		称	
所	在	地	

駐車場	(1) 車いす使用者 用駐車スペース	車いす使用者用駐車スペースが設けてあるか。	有	•	台無	
	(総駐車台数が 50 台を超える	車いす使用者の通行に支障のない出入り口に近 い位置に設けてあるか。	有	•	無	
	場合)	幅は、350cm以上あるか。	有		cm 無	
		車いす使用者用である旨の表示があるか。	有	•	無	

特定施設設置工事完了届出書

年 月 日

出雲市長様

届 出 者 住所(特定事業者)氏名電話

出雲市福祉のまちづくり条例第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	特定施設の所在地	
2	特 定 施 設 の 名 称	
3	適合通知年月日	年 月 日
4	適合通知番号	
5	工事完了年月日	年 月 日
6	代理人住所氏名	電話

注 事前協議を行った部分の写真を添付してください。

(表)

第 号 身分証明書 50 補職名 Ξ 氏 名 IJ 上記の者は、出雲市福祉のまちづくり条例第28条第1項に規定 乂 する行為を行う権限を有する者であることを証明します。 1 発行年月日 年 月 日 ル 有効期限 年 月 印 出雲市長 - 80ミリメートル -

(裏)

出雲市福祉のまちづくり条例(抜粋)

- 第28条 市長は、必要があると認めたときは、その職員に事前協議に係る特定施設に立ち入り、当該特定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。